

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
47	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松阪市長

## 公表日

令和4年6月1日

[平成30年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務						
②事務の内容	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、新型コロナウイルス感染症について、予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付に関する事務等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>						
③対象人数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">10万人以上30万人未満</td> <td style="width: 33%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	10万人以上30万人未満	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
10万人以上30万人未満	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満					
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満					
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム							
<b>システム</b>							
①システムの名称	健康管理システム						
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種対象者の抽出</li> <li>・接種券の発行</li> <li>・接種券送付履歴の照会</li> <li>・予防接種実績の登録</li> <li>・予防接種履歴の照会</li> <li>・接種情報のファイル出力</li> </ul>						
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム  [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム  <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 [ ] 税務システム  [ ] その他 ( )</p>						
<b>システム2</b>							
①システムの名称	中間サーバー						
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 符号管理機能 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</li> <li>2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</li> <li>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</li> <li>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民登録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</li> <li>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</li> <li>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</li> <li>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</li> <li>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。</li> <li>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</li> <li>10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</li> </ol>						
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム  [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム  <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 [ ] 税務システム  [ ] その他 ( )</p>						

システム3	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能 既存住基システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。</p> <p>2. 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。</p> <p>3. 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。</p> <p>4. 符号要求機能 処理通番を要求・受信し、符号要求データを住基ネットに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム4	
①システムの名称	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<p>1. 個人番号管理機能 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理する機能</p> <p>2. アクセス制御機能 個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う機能</p> <p>3. 個人番号確認機能 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能</p> <p>4. 中間サーバー連携機能 情報連携で必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバーへ連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[○] その他 ( 中間サーバー )</p>
システム5	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録</li> <li>・接種記録の管理</li> <li>・転出/死亡時等のフラグ設定</li> <li>・他市区町村への接種記録の照会・提供</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
予防接種情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1号(利用範囲)別表第一の10の項</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p style="text-align: center;">[      実施する      ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会の根拠 16の2の項、17の項、18の項、19の項</li> <li>・情報提供の根拠 16の2の項、16の3の項</li> </ul>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	松阪市健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
その必要性	予防接種に関する業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ ○ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ○ ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ ○ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ○ ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ ○ ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ○ ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ ] 災害関係情報</li> <li>[ ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報…対象者を正確に把握し、住民に関する記録の適正な管理を行うため。</li> <li>・連絡先等情報…対象者の居住地を把握するため。</li> <li>・業務関係情報(健康・医療関係情報)…予防接種の接種実績等を把握するため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月12日
⑥事務担当部署	松阪市健康福祉部健康づくり課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 ( ) [○] 行政機関・独立行政法人等 ( ) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) [○] 民間事業者 ( ) [ ] その他 ( )
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書) [○] その他 ( 明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び 証明書交付センターシステム
③使用目的 ※		予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成
④使用の主体	使用部署	松阪市健康福祉部健康づくり課
	使用者数	<選択肢> [ 10人以上50人未満 ] 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<p>&lt;予防接種事務(全般)&gt; 予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成等に使用する。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。</li> <li>・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>
情報の突合		<p>&lt;予防接種事務(全般)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳により、接種対象者であることを確認する。</li> <li>・接種結果と健康・医療機関情報を突合し、接種履歴を管理する。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <p>当市からの転出者について、当市の接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</p>
⑥使用開始日		令和3年4月12日

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> ( 2 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②委託先における取扱者数	<選択肢> [ 10人以上50人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社 ミラボ
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項

委託事項2		健康管理システムの運用・保守・改修
①委託内容		システムの運用・保守・改修作業
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満                          2) 10人以上50人未満              3) 50人以上100人未満            4) 100人以上500人未満              5) 500人以上1,000人未満        6) 1,000人以上</p>
③委託先名		株式会社 松阪電子計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託する ]                      1) 再委託する    2) 再委託しない</p>
	⑤再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認したうえで許諾している。
	⑥再委託事項	健康管理システムの運用・保守・改修
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	<p>[ ○ ] 提供を行っている ( 2 ) 件    [ ] 移転を行っている ( ) 件</p> <p>[ ] 行っていない</p>	
提供先	市区町村長	
①法令上の根拠	番号法 第19条第16号	
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満              2) 1万人以上10万人未満              3) 10万人以上100万人未満              4) 100万人以上1,000万人未満              5) 1,000万人以上</p>

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ		
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( ワクチン接種記録システム(VRS) )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙	)
⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度		
提供先2	都道府県知事、市区町村長		
①法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第2 16の2項、16の3項		
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務		
③提供する情報	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施に関する事務で主務省令に定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ		
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙	)
⑦時期・頻度	情報提供を行う必要性が生じた都度		

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <p>【保管】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室(入退室管理あり)内に設置されたサーバ内に保管されている。</li><li>・サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要</li><li>・届出書類については鍵付きの書庫に保管している。</li></ul> <p>【消去】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。</li><li>・届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。</li></ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中間サーバープラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</li><li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li></ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。</p> <p>クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li><li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li><li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li><li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li><li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li></ul> <p>(新型コロナウィルス感染症予防接種証明書電子交付)</p> <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> <p>(新型コロナウィルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <p>証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>
	<p>7. 備考</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。</li><li>・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</li></ul> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。</p>

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### <宛名情報テーブル 89項目>

#### ・個人情報 29項目

世帯連番、宛名番号、世帯番号、カナ氏名、カナ氏名(通称名優先)、漢字氏名、漢字氏名(通称名優先)、生年月日、年齢(○歳○か月○日)、年齢(数値7桁)、性別、続柄1、続柄2、続柄3、続柄4、続柄、住民区分、外国人判定、国籍、世帯主名、保護者氏名、母親氏名、父親氏名、家族判定、家族判定順位、特徴判定、普徴判定、課税区分、所得割

#### ・連絡先 5項目

個人用電話番号(携帯・PHS)、Eメール1、Eメール2、個人用小学校区、個人用中学校区

#### ・通称名 4項目

宛名番号予備、世帯番号予備、通称カナ氏名、通称氏名

#### ・送付情報 15項目

市内住所コード、郵便番号、丁番号、本番、枝番、末番、住所日本語、方書日本語、方書バーコード、宛先人氏名、予備1、予備2、予備3、予備4、予備5

#### ・異動情報 14項目

異動事由、異動日、異動届出日、住民になった事由、住民になった異動日、住民になった届出日、住民でなくなった異動日、住民でなくなった届出日、住定日事由、住定日、住定日届出日、送付先フラグ、転入前住所、転出後住所

#### ・個人予備 5項目

個人予備1(支援措置期間始)、個人予備2(支援措置期間終)、個人予備3(支援措置対象)、個人予備4、個人予備5

#### ・外国人特有項目 6項目

外国人住民日、第30条45規定区分、在留資格、在留期間等、在留期間等終了日、在留カード等番号

#### ・居住地域 11項目

個人住所コード、個人町内会コード、個人住所日本語、個人地番甲乙判定、個人地番本番、個人地番枝番、個人地番末番、個人地番編集区分、個人方書コード、個人方書日本語、個人郵便番号

・番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)においては、副本情報は個人番号と紐づいて記録される。

### <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目 15項目>

#### ・個人番号

#### ・宛名番号

#### ・自治体コード

#### ・接種券番号

#### ・属性情報(氏名、生年月日、性別)

#### ・接種状況(実施/未実施)

#### ・接種回(1回目/2回目/3回目)

#### ・接種日

#### ・ワクチンメーカー

#### ・ロット番号

#### ・ワクチン種類(※)

#### ・製品名(※)

#### ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)

#### ・証明書ID(※)

#### ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	<p>リスクに対する措置の内容</p> <p>リスクへの対策は十分か</p>
<p>リスクに対する措置の内容</p> <p>リスクへの対策は十分か</p>	
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<予防接種事務全般における措置> ・住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を府内連携機能で取得するため、対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。 ・窓口での住民からの申請・申告に基づく情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施し、対象者以外の情報を入手しないようにしている。 ・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。	
<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	
(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	
リスクへの対策は十分か	
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	

- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
- ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付
- ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)以外のシステムにおける措置> 番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。		
	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読み取り端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)以外のシステムにおける措置> ・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行している。 ・職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにしている。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止し、静脈認証を設定している。		
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを

ワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。

- ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
- ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
- ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
- ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
- ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確實に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。

②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。

- ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
- ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
- ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号入手し、使用する。

③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務について定める。</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持ち出しを禁止する。</li> <li>・特定個人情報の目的外利用を禁止する。</li> <li>・再委託における条件を定める。</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任を定める。</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄を義務付ける。</li> <li>・特定個人情報を取り扱う従業者を明確にする。</li> <li>・従業者に対する監督・教育の実施及び報告を義務付ける。</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める。</li> <li>・必要があると認める時に委託先の実地調査を行うことができる。</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。
その他の措置の内容	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

## 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	情報の提供・移転を行う場合、データ利用課は、データ所管課に対して、データ利用に係る承認申請を法的根拠等を示した書類とともに提出し、データ利用に係る所管課の承認を得た場合に限り、データ利用ができるものとしている。	
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

・転出元市区町村への個人番号の提供

当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、

①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。

②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。

・特定個人情報の提供は、限定された端末（LG-WAN端末）だけができるように制御している。

・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない（入手） [ ] 接続しない（提供）

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されているため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	

リスク2：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
--------------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	2) 十分である	
		1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。				
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスで制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。				
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>				
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク				
①事故発生時手順の策定・周知	[      十分に行っている      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[      発生なし      ]	<選択肢>	1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容				
再発防止策の内容				

	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p><b>【物理的対策】</b></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</p> <p><b>【技術的対策】</b></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける措置&gt;</p> <p><b>【物理的対策】</b></p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul> <p><b>【技術的対策】</b></p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</li> <li>・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。</li> <li>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</li> <li>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</li> <li>・また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[           十分である           ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                          2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

## 8. 監査

実施の有無 [  ] 自己点検 [  ] 内部監査 [  ] 外部監査

## 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [  十分に行っている ] <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

### 具体的な方法

1. 各課ごとに情報管理担当者を定め、毎年1回情報セキュリティ研修を行っている。
2. 新規採用職員に対して、情報セキュリティ・個人情報保護に関する集合研修を行っている。
3. 毎年1回個人情報保護研修を、全職員を対象に集合研修を行っている。
4. 情報セキュリティ関連のe-ラーニングを希望者に対して行っている。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>  
デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。

## 10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

## IV 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	松阪市総務部総務課文書・情報公開係 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp
②請求方法	松阪市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	

### 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	松阪市健康福祉部健康づくり課 〒515-0078 三重県松阪市春日町一丁目19番地 TEL 0598-20-8087 FAX 0598-26-0201 E-mail ken.div@city.matsusaka.mie.jp
②対応方法	問い合わせ受付票を用意し、対応記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年2月10日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	当市からの転出者について、当市の接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	当市からの転出者について、当市の接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	事後	
令和4年3月10日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	・接種回(1回目/2回目)	・接種回(1回目/2回目/3回目)	事後	
令和4年3月10日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	事後	
令和4年6月1日	I 基本情報 システム5 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事前	
令和4年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事前	
令和4年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	

令和4年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	
令和4年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。</p> <p>クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。</p> <p>クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <p>証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>	事前	
令和4年6月1日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付の記載を追加</li> </ul>	事前	
令和4年6月1日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>【一部省略】、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。【一部省略】</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>【一部省略】、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。【一部省略】</p>	事前	

令和4年6月1日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<p><b>【技術的対策】</b>  <b>【一部省略】</b></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</li> <li>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</li> <li>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>	事前	